

事務局説明資料

令和6年7月23日
株式会社野村総合研究所

検討スケジュール案（修正案）

1

- 令和6年6月より月1回の頻度で計8回程度の会合を開催予定。
- 令和6年度中の総務大臣認定制度の運用開始に向けて検討するが、検討スケジュールは以下のとおり、見直しこととしたい。

		R6年度										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
①有識者会議での議論												
	第1回 進め方、論点出し			▼ 6/13								
	第2回 規程案及び実施要項案の検討			▼								
	第3回 実施要項案の検討			6/27	▼ 7/23	本日						
	第4回 ガイドライン案の検討（技術①、設備①～⑤）					▼ 8/20						
	第5回 ガイドライン案の検討（運用①～⑤）						▼ 9/30					
	第6回 ガイドライン案の検討（運用⑥～⑪）							▼ 10/24				
	第7回 ガイドライン案の検討（運用⑫～⑰）								▼ 11/14			
	第8回 取りまとめ・適合性評価の効率化方法の整理									▼ 12/18		
②告示公示、実施要項等公表											←→	

開催スケジュール

第1回：6月13日（木）15時～17時
 第2回：6月27日（木）10時～12時
 第3回：7月23日（火）15時～17時
 第4回：8月20日（火）15時～17時
 第5回：9月30日（月）13時～15時
 第6回：10月24日（木）13時～15時
 第7回：11月14日（木）15時～17時
 第8回：12月18日（水）15時～17時

第2回有識者会議までに関係規程策定における構成員からの意見

2

- 本有識者会議で検討を行う関係規程策定における議論の前提条件について、事務局案を事前に各構成員へ提示し意見照会を実施したところ、概ね承諾をいただいたが、本会合では特に3つの意見を取り上げる。
- また、第2回会合までに依頼した実施要項案へのご意見についても事務局側で取りまとめたため、上記論点と合わせて本会議で検討を行いたい。

関係規程策定における前提条件について（本資料）

事前共有済の論点に係る付随意見

- ✓ AATL認定事業者の認証局併用に関する軽減措置について
- ✓ 特定認証業務の認定事業者について認証局の併用が認められない際の調査等の一部省略について

前提に係る追加論点

- ✓ 認定の署名と認定のeシールにおいて同じセキュリティレベルを求める必要があるのか

事前共有済の論点（参考）

- (1) 他の制度の認定結果又は調査結果の援用を認める
- (2) AATLの技術要件をどうするか
- (3) 制度設計の基になるトラストアンカーをどうするか
- (4) 認定eシールの認証局と他の認証局の併用を認めるか
- (5) デジタル庁で検討中の各種内容の反映を認めるか
- (6) 認定eシール用認証業務の休止の扱いをどうするか
- (7) 検証に必要な情報の提供の廃止時の扱いをどうするか
- (8) 発行の自動化、負担軽減の観点からeKYCを認めるか

実施要項に係る個別論点について（別添、資料3-2～3-5）

実施要項修正案（総則関係）【資料3-2】

- 第1条 目的
- 第2条 定義

実施要項修正案（認定基準関係）【資料3-3】

- 第4条 eシールの安全性に係る基準
- 第5条 業務の用に供する設備の基準
- 第6条 利用者の真偽の確認の方法
- 第7条 その他の業務の方法
- 第8条 帳簿書類の作成及び保存
- 第10条 技術的能力

実施要項修正案（認定手続関係）【資料3-4】

- 第11条 認定の申請
- 第13条 認定の公示
- 第15条 認定効力延長の特例措置
- 第17条 軽微な変更
- 第18条 変更の認定
- 第19条 休止又は再開の届出
- 第20条 廃止の届出
- 第23条 指導の公表
- 第24条 認定の取消しの公示
- 第25条 譲渡による承継の報告
- 第26条 相続による承継の報告
- 第27条 合併又は分割による承継の報告
- 第28条 承継の公示

実施要項修正案（指定調査機関関係）【資料3-5】

- 第31条 指定調査機関が行う調査等又は確認に係る手数料の額の確認
- 第32条 帳簿書類
- 第34条 調査機関の指定
- 第36条 経理的基礎及び技量的能力その他の能力
- 第40条 変更の届出